

工事及び工事に係る委託業務の入札参加業者の皆さまへ(詳細)

現場代理人の常駐義務緩和措置、特別共同企業体構成員の金額要件及び低入札調査基準価格及び最低制限価格について、次のとおり改正しましたので、十分ご留意いただき、入札にご参加くださるようお願いいたします。

1 現場代理人の常駐義務緩和の拡大について

平成24年10月1日から現場代理人の他現場との兼任を試行実施し、平成26年10月1日から本格実施してきましたが、建設業法施行令の改正に合わせ、拡大して実施することとしました。

(1) 兼任できる工事

1件の請負代金額が**3,500万円未満**（建築一式工事にあつては**7,000万円**未満）の室蘭市発注の工事で、合計で2件までとします。

※従前は下線部が2,500万円（5,000万円）でした。

(2) 兼任の届出

現場代理人の兼任をしようとする場合、現場代理人兼任届出書を2部提出してください。届出書は、ホームページ及び契約所管課にあります。

(3) 設計変更の取扱い

設計変更等により請負代金額が**3,500万円**（建築一式工事は**7,000万円**）以上となった場合は、兼任することはできません。

→上記により兼任ができなくなった場合は、速やかに現場代理人等変更通知書を提出してください。

※従前は下線部が2,500万円（5,000万円）でした。

(4) 安全管理等と連絡体制

① 工事現場での安全管理及び工程管理等に一層の配慮をお願いいたします。

- ② 現場代理人は、常に市と両工事現場間の連絡が取れ、必要により現場に立ち会うことができる体制を整えてください。また、現場代理人が不在となる際の対応者を両工事現場に定め、市に届けてください。

(5) 兼任の取消し等

- ① 現場体制に不備が生じたときや、不良な工事となったときは、兼任を取り消します。
- ② 虚偽及び不正な行為が発覚したときは、工事成績評定への反映、指名停止、契約解除等の措置を行うことがあります。

(6) 施行時期

平成28年6月1日から施行します。

※6/1 以後に公告を行うものから適用します。

2 特別共同企業体構成員の金額要件の改正について

建設業法施行令の特定建設業の許可を必要とする下請契約の代金の額及び専任の技術者を配置しなければならない工事の請負代金の額に係る部分の改正を行ったことから、当市の共同企業体構成員の金額要件についても同様の改正を行いました。

(公告文記載例)

建設業法第26条に規定する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること）。ただし、出資金額が3,500万円（建築工事の場合は7,000万円）に満たない構成員があるときは、当該構成員は、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合に限り、主任技術者を兼任で配置することができる。なお、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上となる場合は、構成員のいずれかが監理技術者を、その他の構成員が主任技術者を、それぞれ配置すること。

※従前は下線部がそれぞれ2,500万円（5,000万円）、3,000万円（4,500万円）でした。

3 低入札調査基準価格及び最低制限価格における基準価格の見直しについて

北海道が、低入札価格調査における基準価格を見直したことを踏まえ、北海道に準拠し、当市の低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領を改正しました。

※改正内容は「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要」のページをご参照ください。

お問い合わせ先：室蘭市企画財政部管財契約課電話 2 5 - 2 1 2 5